「第４次多治見市まち美化計画」

多治見市

１．計画の基本事項

（１）計画策定の背景と目的

「多治見市まち美化計画」は、ごみ散乱のない「きれいなまち」づくりを総合的に推進するために策定するものです。平成 16 年に施行された「多治見市をごみの散らばっていないきれいなまちにする条例」（以下「美化条例」という。）は、行政、市民、事業者等が一緒に環境美化を図り、市民の生活環境を向上させることを目的に制定されました。この条例の理念を実現するべく、平成 17 年には「第 1 次まち美化計画」を、平成 22 年度には第 2 次計画を、平成 27 年度には第３次計画を策定し、計画にもとづき施策や事業、活動を実施してきました。

（２）次期計画の目指すところ

「ポイ捨て」「犬フン放置」等は、快適な生活環境や美観を損なっています。このような状況を不快に感じている方も、決して少なくありません。誰が「ポイ捨て」をするのでしょうか。ごみを「ポイ捨て」するのは人なのです。もちろん、行政等による取り組みも重要ですが、人の自覚により「ポイ捨て」等をなくし、まちをきれいにしていくことが必要です。

現在、市民のボランティア活動や行政の取り組みなどで「まちをきれいにする」努力が行われています。「ポイ捨て」や「犬フン放置」は全くなくなったわけではありません。しかし、この取り組みを始めた当初と思えば、かなり減ってきています。

第４次計画では、環境を大切にすること、他人を思いやる『人づくり』を大事にすることを基本コンセプトにしました。

（３）計画の目標年次

「第４次多治見市まち美化計画」の計画期間は、令和２年度から令和６年度までの５年間とします。なお、社会情勢に大きな変化が生じた場合等は、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。また、令和４年度には計画の中間評価を行い、計画を着実に進めていきます。

また「第３次多治見市環境基本計画（平成 29 年度から令和６年度までの８年間）」にも、快適な居住環境の整備のため、まち美化活動の推進を掲げており、令和６年に両計画の見直しが重なることから、計画の総合を図ります。

【計画期間】

年　度	平　成				令　和					
	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
第3次多治見市まち美化計画			中間評価		評価					
第4次多治見市まち美化計画								中間評価		評価
第3次多治見市環境基本計画						中間見直し				見直し

（４）計画の位置付け

「第４次多治見市まち美化計画」は、「まち美化条例」第 10 条に基づき〝ごみが散らばっていないきれいなまちづくり〞を総合的にかつ計画的に推進することを目指しています。

本計画は、市の最上位の計画である「第７次多治見市総合計画（平成 28 年度～令和５年度)」をはじめ、「第３次多治見市環境基本計画（平成 29 年度～令和６年度)」など環境に関する市の各種関連計画とも整合を図りつつ策定していきます。

２．第３次多治見市まち美化計画の総括

「第４次まち美化計画」を策定するにあたり、「第３次まち美化計画（平成 27 年度～平成 31（2019）年度」の３つの計画目標と計画の推進方法についてＡ～Ｄの 4 段階で評価を行いました。

【達成度】Ａ…計画以上に実施できた　Ｂ…ほぼ計画どおり実施できた
Ｃ…計画をやや下回った　Ｄ…計画をかなり下回った

Ⅰ　「ポイ捨て」を無くすため、モラル向上、人づくりを進めていきます。

１）市民へのＰＲ、啓発…評価Ａ
２）事業活動やイベント等のモラル向上…評価Ａ
３）学習と教育でモラル向上…評価Ａ
４）人財の育成…評価Ｃ
５）犬フン放置をなくす…評価Ｂ

Ⅱ　「ポイ捨て」しにくい環境、仕組みづくりを進めていきます。

「ポイ捨て」しにくい環境、仕組みづくりを進めていきます。
１）ポイ捨てされにくいように空き地の管理を行う…評価Ｂ
２）景観保全や緑化等の事業との連動…評価Ａ
３）ポイ捨てされにくい環境・仕組みづくり…評価Ｂ

Ⅲ　「まちをきれいにする」事業、活動を進めていきます。

１）美化事業の確実な実施…評価Ｂ
２）市民、事業者による美化活動の実施…評価Ｂ
３）美化活動団体による美化活動の実施…評価Ｂ
４）地域パトロールの実施…評価Ｂ
５）市内一斉清掃の実施…評価Ａ
６）美化推進重点地区の指定…評価Ｂ
７）その他のまち美化推進…評価Ｂ

計画の推進方法

１）計画を推進していくための体制…評価Ｂ
２）まち美化推進協議会の役割…評価Ｂ
３）計画を推進していくための実施－チェックの仕組み…評価Ｂ
４）計画を推進していくための財源確保…評価Ｂ

【全体集計結果】

達成度	A	B	C	D	計
項目数	5	１３	1	0	１９

「第３次まち美化計画」では、「第２次まち美化計画」の基本目標を再確認し、評価を行いました。美化推進重点地区を中心に重点的に施策展開し、美化関係の活動団体と連携して計画を推進してきました。ほぼ、計画通り実施できていますが、「人財の育成」のみ評価がＣとなっており、引き続き力を入れて推進していく必要があります。

今後は、さらなる美化推進のため美化推進重点地区内及び地区外の全市的な活動を、より幅広い美化活動団体と連携して行っていくことが重要です。

３．第４次多治見市まち美化計画の方向性

（１）基本コンセプト

「ポイ捨てのない、よりきれいな多治見を目指して」

（２）計画目標

Ⅰ　「ポイ捨て」を無くすため、人づくり、モラル向上を進めていきます。
Ⅱ　「ポイ捨て」しにくい環境、仕組みづくりを進めていきます。
Ⅲ　「まちをきれいにする」事業、活動を進めていきます。

美化施策や美化活動等の目標・方向性を以下のように３つに分けて示します。

□：施策等の実施の方向性

○：取り組んでいきたい施策等

《検討事項》：今後、検討が必要な事項等

（３）計画の対象

【対象物】

飲み物や食べ物が入っていた缶、びんその他の容器、たばこの吸殻、犬フン、ガムのかみかす、袋、紙くず、その他のごみ、落書き、雑草等

【対象者】

市民、来訪者、事業者、飼い主、土地所有者・管理者

【場所】

市内全域の公共の場所、他人の所有する場所

（４）計画の推進方針

市民、事業者、行政等が連携・協力しながら、まち美化を進めていきます。

①計画づくりをきっかけに、「人づくり」を進めていきます。

②計画づくりや計画の推進を通して、市民等の組織やネットワークの構築を進めてい

くとともに、関係機関等の連携体制を確立していきます。

③市民、事業者、行政の相互理解のもと、それぞれの役割分担と協働のあり方を醸成していきます。

（５）推進施策

Ⅰ「ポイ捨て」を無くすため、人づくり、モラル向上を進めていきます。

ごみ散乱問題の解決には、市民一人一人が考え、自発的に行動することが重要です。このため、市民のモラルを向上するための施策を計画・実施します。

①人財の育成

□きれいな多治見のまちづくりを率先していく市民を増やしていきます。

- ○　活動リーダーの発掘・育成
  《検討事項》まち美化推進協議会員の増員
- ○　青少年の美化活動参加促進
- ○　地域住民全員で美化推進

②市民へのＰＲ、啓発

□より多くの市民に「ポイ捨て防止」を働きかけていきます。

- ○　美化条例、まち美化計画のＰＲ
- ○　広報、ケーブルテレビ、ＦＭラジオ、インターネット等を利用した啓発
- ○　効果的な啓発看板の設置
  《検討事項》より効果的な看板のあり方の検討（現行看板の検証）

③事業活動やイベント等のモラル向上

□多様な事業活動や機会を通して、呼びかけを行っていきます。

- ○　ドライバーへの啓発（自動車学校、運転免許講習センター等での啓発）
  《検討事項》啓発のあり方の検討（対象、内容）
- ○　イベント開催時の分別・資源化実施の啓発
- ○　美化条例に示されている事業者やイベント開催者等の責務の遂行

④学習と教育でモラル向上

□モラル向上のため、体験を軸として子ども等への教育に取り組んでいきます。

- ○　イベント等を通じての環境学習の機会提供（環境フェア、おとどけセミナー）
- ○　環境教育（保育園・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高等学校）
- ○　企業や事業所での社員研修
- ○　生涯学習（エコカレッジ）

⑤犬フン放置ゼロ

□愛犬家、ペット関係者等が中心となって、方策を考えていきます。

- ○　市民の関心を高め、市民の目で「注意」（相互啓発・看板設置）
- ○　飼い主等への啓発

狂犬病予防接種時での啓発

○　ペットショップや動物病院等による啓発

Ⅱ「ポイ捨て」しにくい環境、仕組みづくりを進めていきます。

まちをきれいにして、「ポイ捨て」しにくい雰囲気づくりを進めます。

①ポイ捨てされにくいような空き地の管理

□市と市民等の連携のもと、雑草問題を解決していきます。

○　土地の所有者等への指導・勧告

○　道路管理者等との連携

○　雑草の回収・リサイクルシステム（資源化）の検討

②景観保全や緑化等の事業との連動

□「まち美化推進協議会」を通じて、市・県・国の速やかな連携・調整を図っていきます。

○　花づくり等の環境整備の推進

花植えや緑化の推進

○　景観保全団体、花づくり団体等との連携

○　景観、緑化、風景づくり施策・事業の計画・実施における「まち美化」施策の組み込み

③ポイ捨てされにくい環境・仕組みづくり

□「多治見市望まないタバコの被害から市民を守る条例」の活動と合わせ、連携していきます。

○　「ポイ捨て防止」キャンペーン

○　保健センターとの連携

○　効果的な啓発看板の設置

Ⅲ「まちをきれいにする」事業、活動を進めていきます。

行政、市民、事業者は、それぞれ責務を分割し、かつ、協働しながら美化事業や美化活動を推進していきます。

①美化事業の確実な実施

□公共空間・屋外施設等の美化・清掃事業等を確実に実施していきます。

○　行政による事業実施と市民等による事業活動との分担調整

○　庁舎等周辺清掃実施(月１回)

□「市民美化活動」の支援を進めていきます。

○　ボランティア袋の配布

②市民、事業者による美化活動の実施

□自分の家や事業所等の周辺は、自らで「美化」する習慣を促します。

○　門掃きの実施

○　通勤・通学路の清掃

③美化活動団体による美化活動の実施

□美化活動団体による「市民美化活動」の推進と拡大を図ります。

○　清掃用具等の貸し出し制度の促進

○　ＰＲや啓発による活動グループの拡大

④地域パトロールの実施

□行政による不法投棄パトロール（委託事業）を継続実施していきます。

○　市民等による地域パトロール

⑤市内一斉清掃の実施

□「市民の意識高揚」「きれいなまちづくり」への市民参加事業も兼ね、市内一斉清掃を実施します。

○　市内一斉清掃の参加者拡大

《検討事項》子どもの参加、参加しない人を巻き込む方策

⑥美化推進重点地区の指定

□「特にきれいにしたい」地域を中心に定期的に美化活動を推進していきます。

○　美化推進重点地区の指定

● 指定地区：ＪＲ多治見駅周辺（別添１地図参照）
● 指定開始日：平成 19 年 10 月 1 日
● 変更日　　：平成 27 年１月５日
市役所駅北庁舎供用開始にあわせ指定地域拡大

● 指定地区：土岐川両岸（記念橋～国長橋）（別添１地図参照）
● 指定開始日：平成 22 年 10 月 1 日

● 指定地区：市役所本庁舎・オリベストリート周辺（別添１地図参照）
● 指定開始日：平成 25 年 10 月 1 日

⑦その他まち美化施策の推進

□　美化活動等の活動継続の促進

○　まちピカ通信での活動紹介

○　美化推進運動やイベントの実施

「川と海のクリーン大作戦」「花火大会後の清掃」等

□　「ポイ捨て」等実態調査や対策等の研究

○　美化地区内外での活動による「ポイ捨て」ごみの量の把握

（６）計画の推進方法

計画を推進していくため、実施・チェックの仕組みを作り、美化関係の活動団体と連携して、計画を実行していきます。

I. 計画を推進していくための体制

① 計画を推進していくため、「まち美化推進協議会」を中心に美化関係の活動団体との連携を進めます。

② 市と協働して計画を推進します。

II. 「まち美化推進協議会」の役割

① 市民ネットワークづくり、市民参加を進めます。

② 協議会を通して、市・関係機関等との速やかな連携・調整を図り、市民・美化関係の活動団体へ情報発信していきます。

③ 美化事業等を実施します。

④ 雑草やゴミ散乱防止等のシステムづくりの検討、事業を行っていきます。

⑤ 市民等に啓発、ＰＲ活動を行っていきます。

⑥ まち美化に関する調査、情報収集、研究を行っていきます。

⑦ 美化計画を推進していきます。

III. 計画を推進していくための実施－チェックの仕組み

美化計画を推進、実施していくため、実施計画を策定するとともに、計画の評価を行っていきます。

① 毎年度、実施計画（事業計画）を策定します。

② 毎年度、実施計画の成果を評価し、公表します。

③ アンケートを行って事業効果を測定し、評価します。

④ 美化計画（5ヶ年計画）の評価を行い、必要に応じ、追加修正・見直し等を行います。

⑤ 次期の美化計画の策定を行います。

⑥ 美化推進重点地区に対しては、定期的に美化活動の記録を残します。

IV. 計画を推進していくための財源確保

美化計画を推進、実施していくため、現行の美化・清掃事業や新規の事業・活動費の予算化を働きかけます。

① 市民美化活動の支援費用

② 「まち美化推進協議会」の活動費用
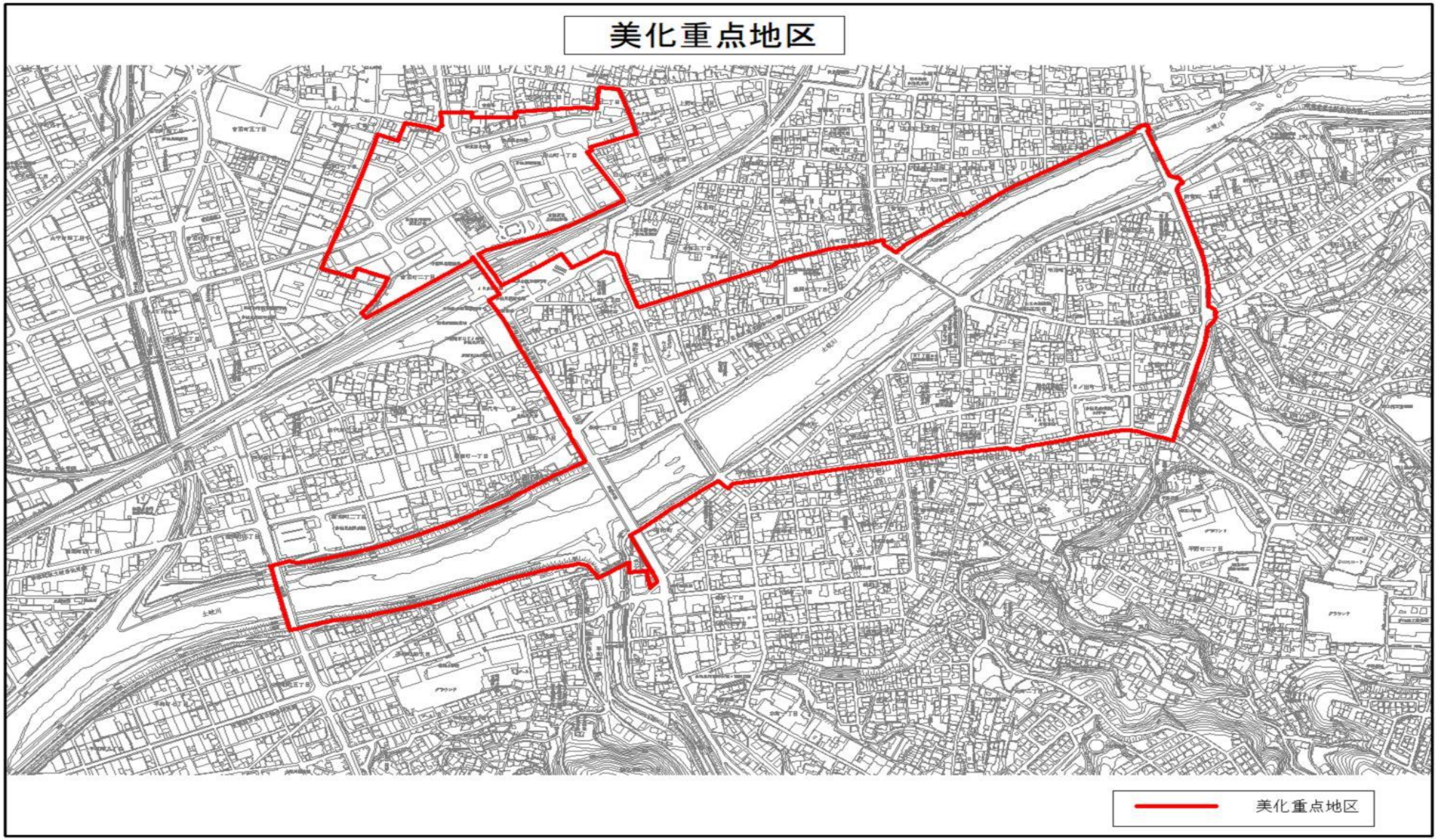
（別添１）「美化推進重点地区」